### (趣旨)

第1条 この要綱は、住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律(平成19年法律第112号。以下「法」という。)第8条に規定する住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅事業の登録及び更新並びに法第22条に規定する報告の徴収等の実施に関して、法及び住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律施行規則(平成29年国土交通省令第63号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、必要な事項を定めることを目的とする。

# (登録の申請)

- 第2条 申請者は、法第9条第1項の規定に基づき規則第7条に定める住宅確保要配慮者 円滑入居賃貸住宅事業登録申請書(以下「申請書」という。)を市長に提出しなければ ならない。
- 2 前項の申請書には、法第9条第2項の規定に基づき規則第10条で定める添付書類を 添付しなければならない。

## (登録基準の取扱い)

第3条 法第10条第1項第2号の規定に基づき規則第12条で定める住宅確保要配慮者 円滑入居賃貸住宅の構造及び設備の基準及び法第10条第1項第4号の規定に基づき規 則第14条で定める賃貸の条件に関する基準についての取扱いは別表による。

### (登録の通知)

第4条 法第10条第3項の規定による通知は、住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅事業 登録通知書(様式第1号)により行う。

# (登録の基準に適合しない旨の通知)

第5条 法第10条第4項の規定による通知は、住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅事業の登録の基準に適合しない旨の通知書(様式第2号)により行う。

# (登録の拒否の通知)

第6条 法第11条第2項の規定による通知は、住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅事業 登録拒否通知書(様式第3号)により行う。

## (登録事項等の変更)

第7条 法第9条第1項に規定する登録事項に変更があったときは、その日から30日以内に、その旨を規則第17条第1項に定める登録事項等変更届出書及び規則第17条第2項に規定する書類を添付して市長に届け出なければならない。

#### (廃止の届出)

第8条 法第14条の規定により住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅事業を廃止したときは、その日から30日以内にその旨を住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅事業廃止届出書(様式第4号)により市長に届け出なければならない。

# (登録簿の持ち出し禁止)

第9条 法第10条第2項の住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅登録簿(以下「登録簿」という。)を閲覧する者は、登録簿を閲覧場所の外に持ち出してはならない。

### (閲覧の停止及び禁止)

第10条 市長は、登録簿を閲覧する者が次の各号のいずれかに該当する場合は、登録簿 の閲覧を停止させ、又は禁止することができる。

- (1) 前条の規定に違反したとき
- (2) 登録簿を汚損し、若しくは破損し、又はそのおそれがあるとき
- (3) 他人に迷惑を及ぼし、又はそのおそれがあるとき
- (4) 登録簿の閲覧に関して職員の指示に従わないとき
- 2 市長は、前項に規定する場合のほか、登録簿の管理のため特に必要があると認める場合は、登録簿の閲覧を停止させ、又は禁止することができる。

### (報告)

- 第11条 市長は、必要があると認めるときは、法第22条の規定により、登録事業者に 対し登録住宅の管理の状況について報告を求めることができる。
- 2 前項の規定による報告の徴収は、住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅管理状況報告依頼書(様式第5号)により登録事業者に通知する。
- 3 前項の規定による通知を受けた登録事業者は、市長が指定する日までに、住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅管理状況報告書(様式第6号)を提出しなければならない。

### (指示)

第12条 法第23条の規定による指示は、住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅事業管理 状況確認結果通知書(様式第7号)により登録事業者に通知する。

#### (改善状況報告)

第13条 前条の規定により、必要な措置をとるべきことを指示された登録事業者は、速 やかに措置を講じ、住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅改善状況報告書(様式第8号) を提出することにより、その結果を市長に報告しなければならない。

## (登録の取消しの通知)

第14条 法第24条第3項の規定による登録の取消しの通知は、住宅確保要配慮者円滑 入居賃貸住宅事業登録取消通知書(様式第9号)により行う。

# 附則

この要綱は平成29年12月1日から施行する。

#### 附則

この要綱は平成30年7月27日から施行する。

### 附則

この要綱は令和元年5月1日から施行する。

別表 (第3条関係)

項目	取扱い
1.	規則第12条第1項第2号イに規定する「共用部分に共同して利用するため適切な
構造及び	台所、収納設備又は浴室若しくはシャワー室を備えることにより、各居住部分に備え
設備	る場合と同等以上の居住環境が確保される場合」とは、次のとおりとする。
	(1) 台所については、居室のある階ごとに、入居者が共同利用できる調理施設(コ
	ンロ、シンク及び調理台を備えたもの)を備えていることとする。
	(2) 収納設備については、施錠可能な個別の収納設備を戸数と同数以上備えている
	こととする。
	(3)浴室若しくはシャワー室については、次に掲げるものとする。
	①男女別かつ戸数10戸につき1人分(10戸以下の場合は2人分)以上の浴
	室若しくはシャワー室を備えていること。
	②個別浴室若しくは個別シャワー室は1人分、複数が同時に入浴可能な共同浴
	室若しくは共同シャワー室は一度に利用できる人数分の設備を備えているも
	のとする。
2.	規則第14条に規定する「賃貸住宅の入居者の家賃の額が、近傍同種の住宅の家賃
賃貸の	の額と均衡を失しないよう定められているもの」とは、賃貸住宅の入居者の家賃の額
条件	が、原則として 106,000 円以下であることとする。